

# 令和3年第9回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和3年9月27日（月）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

## 令和3年第9回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和3年9月27日						
招集場所	東串良町役場委員会室（3階）						
開催の日時 及び宣言	開会	令和3年9月27日 午前10時00分				議長	堅山 秋敏
	閉会	令和3年9月27日 午前10時45分				議長	堅山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	
出席数7名 欠席数0名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三	
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝	
出席○ 欠席×	○	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男	
	○	4	堅山 秋敏		8		
最適化推進 委員	○		稲村 照隆	○		町永 次男	
	○		上池 勝彦	○		松留 和江	
	○		内村 初子	○		松留 立美	
	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸	
会議録署名委員	1番	鶴丸 千尋		7番	大村 教男		
出席した事務局職員	局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎		書記	出水 翔太 下橋 史弥		
会議に付した事項	<p>日程第1 議案第43号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について</p> <p>日程第2 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第45号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について</p> <p>日程第4 議案第46号 農地あっせん委員の選任について</p>						

開会 午前 10 時 00 分

議 長（ 堅 山）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

全員出席で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 3 年第 9 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、1 番鶴丸委員と、7 番大村委員にお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃貸借の合意解約が 4 件 22 筆ありました。また、時効取得による所有権移転が 1 件 1 筆ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は、必ず議長の許可を受けてから、マイクを持って発言くださるようによろしくお願いいたします。

議 長（ 堅 山）

それでは日程第 1 議案第 43 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が 3 件、賃借権が 13 件、使用貸借権が 2 件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願いします。

事 務 局（下 橋）

それでは、説明いたします。2 ページをお開き下さい。

所有権の 60 番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 61 番、譲受人は川西の〇〇会社〇〇、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 62 番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に、3 ページをお開きください。

貸借権の 138 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 139 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 140 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に 141 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は大崎町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に 142 番、借人は川西の〇〇さん、貸人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

このうち一部の農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に 143 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 144 番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 145 番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 146 番、借人は川西の〇〇さん、貸人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に 147 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 20 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に 148 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 149 番、借人は池之原の〇〇さん、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 4 ページをお開き下さい。

次に 150 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 5 ページをお開きください。

使用貸借権の 151 番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 152 番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

続きまして、6 ページ、7 ページをお開きください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が 2 件 2 筆、面積 6,124 m<sup>2</sup>、使用貸借権が 2 件 6 筆、面積 8,621 m<sup>2</sup>となっております。総面積は 14,745 m<sup>2</sup>であり鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議 長（ 堅 山）

ありがとうございました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(堅山)

質疑を終結いたします。  
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(堅山)

異議なしと認めます。  
よって、日程第1議案第43号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに決しました

議長(堅山)

次に、日程第2議案第44号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転2件であります。

それでは、事務局に説明をお願いしたいと思いますが、資料9ページ所有権の28番、譲受人、肝付町の〇〇さん、譲渡人、川西の〇〇さんの売買による所有権の移転については、現地調査が行われていますので、その報告を大村委員よろしくお願いいたします。

大村委員

それでは報告させていただきます。

令和3年9月17日金曜日に3条申請に係る現地調査を私と内村初子委員と事務局、計5名で行い、関係者として〇〇さんが出席されました。

作付け予定作物は果樹であり、農機具に関しましてはトラクターを所有しており〇〇さんが耕作するためには十分と思われま

す。農作業歴は50年であり、問題無いと思われま

す。経営面積は、農地取得後には12,148㎡となり、通作時間は自動車

で2分ほどで、年間農作業日数は365日とどれも問題ないと思われま

す。以上で報告を終わらせていただきますので、審議をお願いしま

議長(堅山)

ありがとうございました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

議 長 ( 堅 山 )

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

議 長 ( 堅 山 )

異議なしと認めます。

それでは、事務局は引き続き説明をお願いいたします。

事 務 局 ( 下 橋 )

それでは、説明いたします。資料の 9 ページをお開き下さい。

所有権の 28 番につきましては、先ほど審議を受けましたので省略させていただきます。

次に 29 番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

申請にかかる地図の方は添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、農地の権利移動の要件として、効率的な農地利用につきましては農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積など農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないものと判断しております。

以上でございます。

議 長 ( 堅 山 )

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」) の声あり)

議 長 ( 堅 山 )

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第 2 議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議 長 ( 堅 山 )

次に、日程第 3 議案第 45 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は 3 件の申請がございます。

最初に、12 ページの〇〇〇〇会社代表取締役〇〇さんからの転用申請につきましては、令和 3 年 4 月 26 日に開催された令和 3 年第 4 回定例会において農用地区域からの除外についての審議が行われ承認されているところであります。

今回農地転用の申請となっておりますが、農用地利用計画変更と同じ計画内容となっておりますので説明は省略し、質疑に入らせていただきます。

それでは質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 ( 堅 山 )

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ( 堅 山 )

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長 ( 堅 山 )

次に、16 ページの〇〇会社〇〇代表取締役〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を杉木委員によりしくお願いいたします。

杉木委員

それでは報告させていただきます。

令和 3 年 9 月 17 日金曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。

出席したのは委員として、自分と松留和江推進委員、事務局から駿河次長、出水さん関係者として農地の借人である〇〇会社〇〇より〇〇様、〇〇様、農地の貸人として〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。申請地は、農地区分としては、農用地区域内農地に該当します。

農用地区域内農地につきましては、原則として農地転用は許可されませんが、申請人の転用目的は砂採取のための一時転用であり申請は可能だと思われま

採取に当たっては、砂利採取法に基づき、隣地等に被害が生じないように万全の措置を講じ、苦情等があった場合、申請人が誠意をもって対処することであり特に問題はないものと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく願います。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、23 ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を木佐貫委員によりしく願います。

木佐貫委員

それでは報告させていただきます。

令和3年9月17日金曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。

出席したのは委員として、自分と上池推進委員、事務局から前田局長、出水さん関係者として農地の譲受人である〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。

申請地は農地の広がり状況から第1種農地に該当するものと思われま

す。第1種農地は転用が原則的に許可されませんが、今回は転用目的が堆肥舎の建設であり、不許可の例外である「農業用施設」に該当するものと思われま

す。また、工事の際には、土砂の流出等を防ぐために、盛り土等の対策を取り、周辺の農地にかかる日照等についての影響についても、建物を平屋とし隣接農地から十分な距離をとるなど被害除計画書にそって対応をとることであり、特に問題はないものと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく願います。

す。

議 長（堅 山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（堅 山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（堅 山）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、日程第3議案第45号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議 長（堅 山）

次に、日程第4議案第46号農地あっせん委員の選任について議題といたします。

今回は、所有権の申し出が2件、貸借権の申し出が1件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思っております。

どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

（「事務局一任」の声あり）

議 長（堅 山）

事務局一任という声がございましたので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思っております。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局（出 水）

それでは、私の方で説明させていただきます。

資料29ページをご覧ください。

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおり、計 2 筆 1,405 m<sup>2</sup>となります。

申請地とその周辺につきましては、29 ページの右側の図面、30 ページの左側の図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集約を進めるためにも、隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議 長（ 堅 山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、〇〇さんの農地あっせん委員に大村委員と町永委員を指名いたします。委員長は大村委員にお願いしたいと思います。それでは、事務局は引き続き説明をお願いいたします。

事 務 局（出 水）

それでは、資料 32 ページをご覧ください。

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおり、計 1 筆 2,288 m<sup>2</sup>となります。

申請地とその周辺につきましては、32 ページ右側の図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集約を進めるためにも、隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議 長（ 堅 山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、〇〇さんの農地あっせん委員に、吉ヶ崎委員と松留立美委員を指名いたします。委員長は吉ヶ崎委員にお願いしたいと思います。それでは、事務局は引き続き説明をお願いいたします。

事 務 局（出 水）

それでは、資料 34 ページをご覧ください。

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおり、計 16 筆 13,919 m<sup>2</sup>となります。

申請地とその周辺につきましては、35 ページ、および 36 ページの図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集約を進めるためにも、隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議 長（ 堅 山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、〇〇さんの農地あっせん委員に、吉ヶ崎委員と松留立美委員を指名いたします。委員長は吉ヶ崎委員にお願いしたいと思います

以上であっせん委員の選任を終えたいと思います。

よって、日程第 4 議案第 46 号農地あっせん委員の選任についてはただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

議 長（ 堅 山）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

○事務局から意見

全国農業新聞の普及について

農地パトロールについて（パンフレット配布）

※10月現地調査：20日（水）

定例総会：25日（月）

申請締切：12日（火）

議 長（ 堅 山）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和 3 年第 9 回定例総会を閉会いたします。